○さいたま市生ごみ減量化機器等購入費補助金交付要綱

平成13年５月１日

告示第74号

（趣旨）

第１条　この告示は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機（以下「生ごみ減量化機器等」という。）を購入した者に対し、その購入に係る経費の一部を補助することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において「生ごみ処理容器」とは、微生物の働きにより生ごみを分解して堆肥化し、又は減量化することを目的に製造された器具で、生ごみ処理機以外のものをいう。

２　この告示において「生ごみ処理機」とは、次に掲げる機器で、市長が適当と認めたものをいう。

(1)　電力を利用して生ごみを乾燥させ減量化することを目的に製造された機器

(2)　電力を利用して生ごみを乾燥させながら微生物の働きにより分解することで、堆肥化し、又は減量化することを目的に製造された機器

（補助金の額及び対象基数等）

第３条　生ごみ減量化機器等購入費補助金（以下「補助金」という。）は、当該年度の予算の範囲内において交付するものとし、補助金の交付額は、生ごみ減量化機器等の購入価格（生ごみ減量化機器等と付属品又は消耗品が合わせて販売されており、価格が個別に表示されていない場合はその価格）の２分の１とし、生ごみ処理容器又は生ごみ処理機１基につき１万円を限度とする。ただし、この補助金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　補助金の交付の対象となる基数は、１世帯５年度につき生ごみ処理容器又は生ごみ処理機のいずれか１基とする。

３　補助金の交付の対象となる生ごみ減量化機器等は、補助金の交付に係る年度において購入したものとする。

（交付対象者）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を備えている者とする。

(1)　市内に住所を有する者。ただし、当該生ごみ減量化機器等の販売を目的とする事業者及び事業用に使用する目的で購入した者を除く。

(2)　生ごみ減量化機器等を常に良好な状態で維持管理できる者

(3)　たい肥化し、又は減量化した生ごみを適正に処理することができる者

（補助金の交付申請）

第５条　申請者は、生ごみ減量化機器等に係る補助金の交付を受けようとするときは、生ごみ減量化機器等購入費補助金交付申請書（様式第１号）に領収書等を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは生ごみ減量化機器等購入費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しないと認めたときは生ごみ減量化機器等購入費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第７条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　生ごみ処理容器等を本来の目的以外に使用したとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（譲渡の禁止）

第８条　補助金の交付を受けた者は、当該補助に係る生ごみ減量化機器等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成13年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、合併前の浦和市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱（平成８年浦和市制定）、大宮市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱（平成４年大宮市告示第119号）又は与野市生ごみリサイクル処理容器購入費補助金交付要綱（平成７年与野市制定。以下これらを「合併前の要綱」という。）の規定によりなされた申請、手続きその他の行為は、合併前の要綱の例による。

（岩槻市の編入に伴う経過措置）

３　岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市家庭用生ごみ処理容器補助金交付要綱（平成３年岩槻市告示第21号。以下「編入前の岩槻市告示」という。）の規定により交付の決定がされた補助金については、なお編入前の岩槻市告示の例による。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成14年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のさいたま市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定により補助金の交付の申請がなされた処理容量が30リットル以下の密閉式（バケツ型）の生ごみ処理容器については、この告示による改正前のさいたま市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成14年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後のさいたま市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に購入した生ごみ処理容器に係る補助金から適用し、同日前に購入した生ごみ処理容器に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

この告示は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成19年10月１日から施行する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則

この告示は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。